

千曲市立戸倉小学校いじめ防止基本方針

千曲市立戸倉小学校

令和7年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にまでわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす等人権に関わる重大な問題である。全教職員が、「いじめはもちろん、いじめを増長したり傍観したりする行為も、いじめと同様に絶対に許さない」という姿勢で、小さな変化にも目を向け、チームですばやく丁寧に対応することを大切に考えたい。その姿勢や取り組みが、いじめ事象の発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識と行動を育成することに繋がると考える。

そのためには、今後もより一層、生命や人権を大切にする精神を貫く教育実践を推進し、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、「よく聞き 深く考え やりぬく子ども」を教育目標とし、豊かな心と確かな学力、バランスのよい体力を身につけ、進んで行動できる子どもを育成するために日々の教育活動に取り組んでいる。また、合言葉を「笑顔、やさしさ、やる気あふれる戸倉小!」とし、合言葉につなげる道徳重点項目を据え、道徳教育の充実を図り、さらに豊かな人間関係の形成や心身の健全な発達に向けて、「いじめは重大な人権侵害事象である」との認識のもと、戸倉小学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、各学年主任、養護教諭、(必要に応じてS C等)

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

(4) 委員会の開催は、学校長と連携して、委員長が主催する。

(5) 当委員会の委員長は、生徒指導主任が、その任に当たる。

(6) 委員長は、会の進行及び全体を統括する。

(7) いじめに関わる重大事態が発覚した場合には、速やかに千曲市教育委員会に報告するとともに「戸倉小学校いじめ等対策委員会」を招集し、対応に当たる。

1 戸倉地区民生児童委員協議会会長，主任児童委員，戸倉児童館長（地域代表）

2 P T A正副会長，学級部正副部長，校外指導部長（保護者代表）

3 校長，教頭，教務主任，教務，生徒指導主任，学年主任，
人権教育主任，養護教諭（学校代表）

4 取り組み状況の把握と検証（P D C A）

「戸倉小学校いじめ等対策委員会」は、年1回以上開催し、戸倉小学校におけるいじめ防止の取り組みが計画どおりに進んでいるかの確認、児童の状況や情報交換、学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

5 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

学 期	月	低学年 1年・2年	中学年 3年・4年	高学年 5年・6年	学校全体 及び教職員に関すること
期	4 月	○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートによって把握された児童の状況の集約 ○Q-U検査	○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートによって把握された児童の状況の集約 ○Q-U検査	○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートによって把握された児童の状況の集約 ○Q-U検査	○第1回 校内いじめ対策委員会 （年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）

	5月	○Q-U検査分析に基づく 学年・学級経営案の作成 ○希望者保護者懇談	○Q-U検査分析に基づく 学年・学級経営案の作成 ○希望者保護者懇談	○Q-U検査分析に基づく 学年・学級経営案の作成 ○希望者保護者懇談	○校内指導研究部会 (授業づくりの推進) ○コミュニティスクール運営委員会 にて「学校いじめ防止基本方針」の趣 旨説明
	6月	○Q-U検査分析・家庭訪問 から学級経営の充実と個 別の指導 ○運動会	○Q-U検査分析・家庭訪問 から学級経営の充実と個 別の指導 ○運動会	○Q-U検査分析・家庭訪問 から学級経営の充実と個 別の指導 ○キャンプ(5年・コミュニ ケーション能力の育成) ○運動会	○なかよし旬間(校長講話・なかよ しアンケート・児童会の取組) ○校内指導研究(授業づくりの推進)
	7月	○学年・学級懇談 (家庭での様子の把握) ○Q-U検査	○学年・学級懇談 (家庭での様子の把握) ○Q-U検査	○学年・学級懇談 (家庭での様子の把握) ○Q-U検査	○第2回校内委員会(進捗確認、状 況報告と取組の検証) ○一学期のいじめ状況調査
	夏休み				○夏季校内研修(児童理解)
二 学 期	8 / 9 月	夏休み中の児童の生活実態の把握			○校内指導研究(授業づくりの推進)
	10月			○修学旅行(6年・コミュニ ケーション能力の育成)	○校内指導研究(授業づくりの推進)
	11月	○Q-U検査 ○なかよしアンケート	○Q-U検査 ○なかよしアンケート	○Q-U検査 ○なかよしアンケート	○校内研究授業(授業づくりの推進) ○なかよし旬間(校長講話・なかよ しアンケート・児童会の取組)
	12月	○保護者懇談 (家庭での様子の把握)	○保護者懇談 (家庭での様子の把握)	○保護者懇談 (家庭での様子の把握)	○校内指導研究(授業づくりの推進) ○二学期のいじめ状況調査
	冬休み				
三 学 期	1月				○校内指導研究(授業づくりの推進)
	2月				○第3回委員会(年間の取組の検証) ○校内指導研究のまとめ
	3月	春休み中の児童の生活実態の把握			○三学期のいじめ状況調査
	春休み				

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

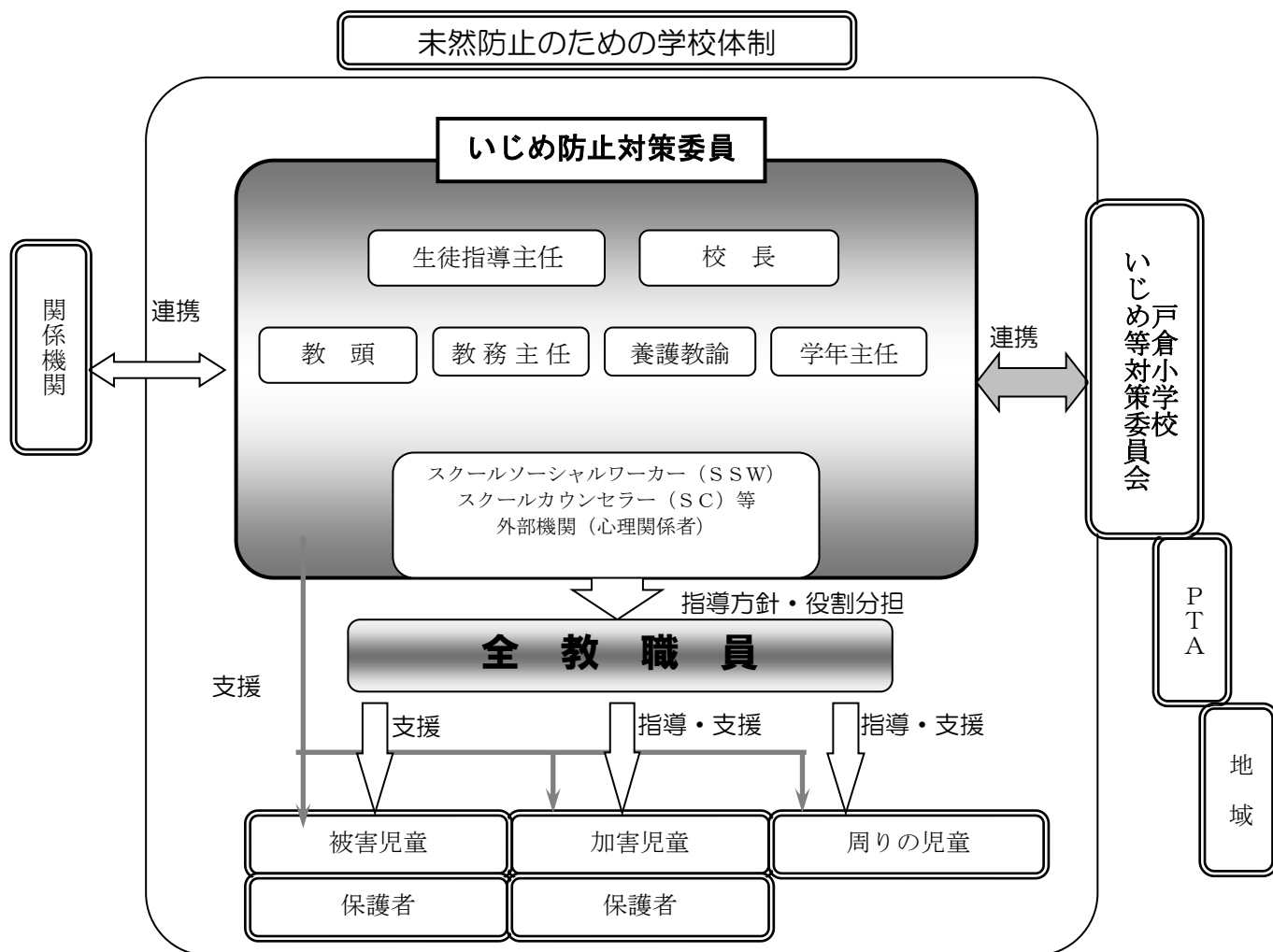
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そうした取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に向けた取り組みを検討し、全教職員が一丸となって取り組んでいく。その際、いじめは重大な人権侵害だという認識のもと、

P T Aとも連携して取り組みを行っていく。

全ての児童が、安心・安全に学校生活を送るために、全教職員がいじめについての基本的な考え方を共有し、いじめは絶対に許さないという考えのもとで、すべての教育活動を行う。そしていじめの未然防止に向けて、「いじめ防止対策委員会」で検討された指導方針をもとに、各教科や総合的な学習の時間、道徳や特別活動や学校行事等を通じて、いじめをしない、させない、ゆるさない集団づくりを行っていく。また、いじめをゆるさないという感覚を、教職員だけでなく児童や保護者にも啓発していくことが大切であり、学校と家庭とのより一層の連携を図っていく。



2 未然防止のための取り組み

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるために訴えられなかったりすることが多く見られる。また、いじめにあっている児童が自分の思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しい等の状況にある場合は、いじめが外部から見えにくく、いじめが長期化・深刻化するおそれがある。

それゆえ、教職員には、いじめに至らないための学級経営力、児童の何気ない言動の中にある心の訴えを感じ取る鋭い感性、いじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

いじめが生まれる背景を踏まえ、学校教育全般に置いて、児童の様子を観察しその様子を踏まえて常に教育活動を改善していくことが必須である。いじめに向かわない態度・能力を育成するため

に、次の事柄に留意する。

(1) 学校の姿勢を周知

- いじめをしない・させない・ゆるさない集団づくりを実施する。また、学校の考え方や姿勢と合わせ、相談窓口の情報等を保護者や地域に発信する。

(2) 職員研修の実施

- 日頃からいじめについての共通理解を図るため、いじめに対する考え方や未然防止の実施方法、いじめ事案への対応方法等について研修を行い、早期発見に心がける。また、PTAと連携した人権研修会を行う。
- 人権意識の高い集団をめざし日常的に同僚性を発揮して相談や注意し合える関係作りや学級経営の悩みが相談し合える関係づくりをめざす。

(3) いじめの起きにくい学級づくり

- 教師と児童が信頼関係を結び思ったことが話せる学級の雰囲気作りや、生活および学習ルールを守る心地よさを感じ生活できる集団を作る。また自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校行事や特別活動、総合的な学習の時間等を通じ、児童同士が協力して取り組む場面を積極的に作り、なおかつ全ての児童が達成感を持てるような活動方法を検討し、実施していく。
- 一人ひとりが授業および特別活動や学校行事等で活躍できるための効果的な指導方法や活動内容を考え、実践していく。
- 担任等による日常的な観察やQ-Uアンケート等により学級集団の状況を把握するとともに、児童自らがいじめ防止について学び、学びを深め広めていく取り組みを実施していく。

(4) 日々の授業の充実

- 「主体的、対話的で深い学び」が実現できる授業をめざし、授業研究や研修会を行い、絶えず研鑽と修養に努め、実践していく。
- 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現等の内容項目を扱う場面で、自分自身を振り返り生き方に目を向けられる道徳の学習を積み重ねる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

- 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことが大切であり、教職員、特に日常多くの時間を共有している学級担任が、そのような兆候を見逃さないようにすることが大切である。しかし、担任だけでは多くの児童を観察することは難しいし、担任が不在の所（休み時間等）で事案が起きている場合がある。そのため、全ての教職員が、全ての児童に対して絶えず児童が示す小さな変化を見逃さないようにする意識を持つことが大切である。担任も、自分が担任している児童だけでなく、目に映る全ての児童の様子を観察することが大切である。

- 教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する

絶えず教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することで、今後の対応方法について検討し、実施することができる。情報交換の場については、定期的な職員会議だけでなく、気になる様子等があったときには、すぐに学年会で情報共有し、全校で情報共有ができるようにすることが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、全校児童を対象にQ・U検査を4月、7月、11月に実施する。また生活アンケート（いじめの内容を含む：なかよしアンケート）を6月、11月に実施する。
- (2) 日常の観察として、授業時間や休み時間、清掃の時間等で児童の様子把握に努める。
- (3) なかよし旬間中に、個別の教育相談週間を設けて情報収集する。
- (4) 保護者と連携して児童を見守るため、個別懇談会等で児童の家庭環境や家庭での様子を把握し、学校での様子や行動の観察から、少しでも気になることが生じた際には連絡を取り合うようにする。また、保護者からも家庭での様子から、気がかりなことがあった際には連絡をもらえるように、日頃からの良好な関係づくりに努める。
- (5) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめをはじめ悩みに関して相談できる体制としての窓口は、担任を基本としながらも、授業等で関わりのある教職員や過去に担任だった教職員、生徒指導係や養護教諭、管理職等、広く窓口を開きたい。また、養護教諭は児童との関係からも相談窓口となりやすいので、保健室を「相談窓口」として学校内外に周知していく。その他、児童や保護者にとっていじめに関する相談をしやすい体制を整えるとともに、誰が相談を受けても、学校として情報を共有ししっかりと対応できるように努めていく。
- (6) 学校だよりや各学年だより等により、相談体制を広く周知する。
窓口が適切に機能しているか等について、「いじめ防止対策委員会」、「コミュニティスクール運営委員会」などで、定期的に体制を点検する。
- (7) 教育相談等で得た児童の個人情報については慎重に取り扱い、外部に漏れることのないように厳重に管理する。

第4章 いじめへの対応

1 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合には些細な兆候であっても、疑いがある行為に的確に関わる。
遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主任、教頭等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が

中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

3 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

第5章 その他（補足することが生じた場合検討し補足する）